

令和6年第6回坂戸市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和6年5月27日（月）午後2時00分から午後4時15分

2. 開催場所 坂戸市役所201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	澤田一成	出		7	林昇	出	
2	小川隆	出		8	林真由美	出	
3	小島保	出		9	栗原昇	出	
4	石川猛	出		10	松永貴夫	出	
5	小久保隆義	出		11	新井雅之	出	
6	浅見勉	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	齋藤文夫	出		16	鹿ノ戸健次	出	
13	西嶋正芳	出		17	人見武男	出	
14	岡野幸平	出		18	小川邦雄	出	
15	中島昭夫	出		19	岡野和紀	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田全弘	主事	蛭間祐貴
副課長	小俣千秋		

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和6年第6回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 浅見 勉 委員 林 昇

11. 議決事項及び議事の要領

議案第22号 令和5年度最適化活動の点検・評価について

議 長 議案第22号 令和5年度最適化活動の点検・評価について、事務局より説明してください。

事務局 農業委員会等に関する法律 施行規則第15条により、農業委員会は、農地等の利用の最適化活動の目標及び点検・評価の結果を公表することとされております。

最適化活動の実施状況ですが、(1) 農地の集積のうち、昨年度末の農地利用集積面積は293.11haで集積目標の102.2%となり目標を上回る結果となりました。農業委員会の点検結果につきましては、「概ね目標を達成できた。」とさせていただきたいと考えております。

次に、(2) 遊休農地発生防止・解消ですが、昨年度に解消した遊休農地面積は、2.6haとなり、目標にわずかに及びませんでした。令和5年度における遊休農地面積は24.2haに減少しました。

農業委員会の点検結果につきましては、「農業者の高齢化等により労働力の減少が遊休農地発生原因と考えられ、解消には新規参入者等の確保が必要だが、その確保が進まず課題である。」とさせていただきたいと考えております。

次に、(3) 新規参入の促進ですが、新規参入実績はなく、農業委員会の点検結果につきましては、「非農家の農地所有者の多くが貸出希望だが、新規参入者への貸出しには抵抗もあり、目標達成は難しい。」とさせていただきたいと考えております。

最後に、推進委員等の点検・評価結果につきましては、令和5年度農業委員会活動実績報告により記載させていただいております。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第22号 令和5年度最適化活動の点検・評価については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり決定いたします。

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積及び譲受人の耕作面積等は、議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためです。

現地については、事務局で農地として管理されていることを確認しています。なお、農地の一部に車が駐車できるようにシートが敷かれていますが、農作業用の軽トラック等を駐車するためのものであり、特段の問題はないと考えております。

す。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

2番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積及び譲受人の耕作面積等は、議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためです。

現地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番 三芳野地区 齋藤委員
2番 入西地区 人見委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲受人は、地区の神官をされている方で、高齢ではありますが、奥さんと一緒に農業に従事されております。譲渡人は、申請地を相続により取得しましたが、その土地を兄弟である譲受人に贈与する内容となります。
譲受人は、取得後もきちんと耕作すると考えられ、小委員会では問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いします。

委員 2番案件の譲受人は、夫婦で営農しております。水田や畑を所有し、野菜をスーパーに出荷しています。申請地の周辺は、以前転用で審議された土地であり、前後が住宅となり、譲受人の農地に入りづらくなるため、地続きの耕作地として取得したいとのことです。
譲受人は、3年前に相続により農地を取得してから就農しており、その前から農繁期に手伝っていたとのこと。近所の方に聞いたところ、譲受人は就農意欲があるとのこと、小委員会では問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いします。

議長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

委員 2番案件ですが、地図で見ると、農地が袋地のように見えますが、譲受人はどのようにして農地に入るのでしょうか。

事務局 議案書に添付した地図が非常に分かりづらいものでしたが、申請地は道路に隣接しておりますので、道路から直接申請地に入ることができます。また、申請地の奥に譲受人の農地がありますので、申請地を取得することで、一体的に耕作できるようになるということです。

議長 他に無いようですので、採決を行います。
議案第23号農地法第3条の規定による許可申請については許可と決定したい

と思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。議案第 2 3 号については許可と決定します。

議案第 2 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議 長 議案第 2 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、はじめに 1 番から 6 番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha 以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第 1 種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第 1 種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第 3 3 条第 4 号に規定する集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、資材置場への転用、敷地拡張となります。

譲受人は、申請地の隣地を資材置場として利用していますが、事業を拡大するために現在の敷地だけでは土地が不足することから、敷地の拡張を計画したとのこと。

現地は雑草が繁茂していますが、転用が行われるにあたり、草刈り等が実施される見込みであることから、事務局としては特段の問題はないと考えております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha 以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第 1 種農地に該当すると考えられますが、申請目的が、第 1 種農地の不許可の例外である既存施設の敷地面積の 2 分の 1 以内の拡張を規定している農地法施行規則第 3 6 条に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、全額を自己資金で賄い、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

3 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

申請地は、先月審議を行った場所の隣になります。現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha 未満の集団的に存在する農地内

に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

4番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。申請地は、農地だけではなく、地目が宅地の部分を含めての計画となっています。現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集团的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

5番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集团的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

6番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

この6番の土地については、今年の2月に申請があり審議し、3月に許可されましたが、その後許可を受けた譲受人の事情により許可の取消しが行われたものになります。

先月審議いただきました計画変更との違いですが、計画変更については、許可後に許可を受けた譲受人に既に所有権を移転しているものになり、一方で取消しについては、許可を受けたものの、所有権の移転を行っていないものになります。先月の案件については、既に所有権移転が行われていたため計画変更になり、今回の土地については、所有権の移転を行う前でしたので、許可の取消しが行われたものになります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集团的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に規定する集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番、2番 三芳野地区 栗原委員
3番～5番 三芳野地区 小川 隆委員
6番 三芳野地区 齋藤委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲渡人は、高齢で施設に入所し、営農はしておりません。譲受人は妻の実家に住み、譲渡人は譲受人の妻の祖母に当たります。
これらのことから、申請地を転用しても、近隣農地に影響が無いと思われます。

2番案件の譲渡人の一人は、高齢で営農しておらず、申請地の隣接地は、令和2年に譲受人が転用の許可を得ており、今回2回目の申請となります。もう一人の譲渡人が所有する申請地は、その農地と一体的な土地となっていることから、周辺農地への影響は無いと考えます。

小委員会では、慎重に審議した結果、1番と2番の案件はいずれも、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 3番案件の申請地は、先月審議した場所の隣接地です。譲渡人は、農業の経験が無く、農地の管理も体調が悪くできないので、近所の農家に農地の管理を委託しているとのことです。

申請地周辺は住宅地であり、前回同様周辺農地への影響は無いと思われることから、小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

4番案件の譲渡人は、クリーニング店を経営し、申請地で家庭菜園程度の営農しかやっていないとのことです。譲受人は、譲渡人のお孫さんであり、家を建てるに当たり、他の土地も検討しましたが、条件に合う土地が見つからず、申請地を選定したとのことです。

申請地周辺は住宅が囲まれており、近隣農地への影響は無いと思われることから、小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

5番案件の譲渡人は、現在は現地に居住しておらず、土地だけが残っていたようです。譲受人は、理由書にある通り、様々な土地を探しましたが、条件に合う土地が見つからず、申請地を選定したとのことです。

申請地周辺は住宅が建っており、近隣農地への影響は無いと思われることから、小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 6番の譲渡人は、農業と不動産業を営んでおります。申請地は、先月ご審議いただいた土地の隣地です。申請地は、2月にご審議いただき、3月に許可を受けた場所です。その後、譲受人の事情で許可を取り消されました。

近隣農地への影響は無いと思われることから、小委員会においても、転用はや

むを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 1 番から 6 番までの議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、続いて 7 番から 11 番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

7 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自宅敷地への通路の転用となります。

譲受人は、父親が建築して老朽化した住宅を建て替える計画をしましたが、市の担当課へ相談をしたところ、自宅への通路を設置できれば建て替えが可能との回答を得たとのことでした。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha 未満の集团的に存在する農地内に位置していることから第 2 種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

8 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準ですが、こちらは相当数の街区を形成している区域内に位置している農地であることから第 2 種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

9 番の案件は一時転用であり、農地転用の許可を得たら一時的に転用行為を行い、転用行為が終わったら、元の農地の状態に復元するものになります。譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、造成工事の為に通路への一時転用となります。

こちらに内容につきましては、申請地の隣地で、今年の 2 月に審議し 3 月に農地転用許可を得た自己用住宅建築の案件があり、譲受人である法人が造成工事を請け負っています。この造成工事に際して、市道から許可を得た住宅までの路地敷地が幅員 2 メートルで、トラックや重機が通ると隣地の畑に侵入する恐れがあることから、仮設の鉄板を敷く形で一時転用を行いたいとのことでした。

現地については雑草が繁茂していますが、転用が行われるにあたり、草刈り等が実施される見込みであることから、事務局としては特段の問題はないと考えております。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha 未満の集团的に存在する農地内に位置していることから第 2 種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、一時転用に関して、工事後は速やかに現状回復する見込みであり、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

10番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地は雑草が繁茂していますが、転用が行われるにあたり草刈り等が実施される見込みであることから事務局としては特段の問題はないと考えております。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

11番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

申請地は農地だけではなく、地目が宅地部分を含めての計画となっています。現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については下水本管への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
7番～10番 勝呂地区 岡野 幸平委員
11番 坂戸地区 鹿ノ戸委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 7番案件は、譲受人の父親が建てた家が古く、立て直す際に道路の幅が3mと狭く、5mの幅が必要なことを、市の担当課から言われたそうです。道路を広げる必要があり、転用した後は市に寄附することです。
小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

8番案件の申請地は、4月にご審議いただき許可を受けた案件の南側の隣接地です。譲渡人は他県に転出しており、通作は不可能です。

そのような状況なので、小委員会では転用はやむを得ないとの意見となりましたので、皆様のご審議をお願いします。

9番案件の申請地は、道路に面した畑であり、その奥に転用許可を受けた土地

があり家を建てるために工事用の車両が通過するための通路です。造成工事のために車両が通る際に、道路敷きの2mでは狭いとのことです。

一時的に通路として使用し、使用後は畑に現状回復するものであることから、小委員会においても、転用は問題ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

10番案件は、畑の奥の方に住宅を建てて、通路で家まで入って行き、排水は浄化槽からパイプを通して側溝に放流するという計画で、近隣農地への影響はありません。

このようなことから、小委員会では転用はやむを得ないとの意見となりましたので、皆様のご審議をお願いします。

委員 11番案件の申請地は、先月にご審議いただいた案件の隣接地です。譲渡人は他県にお住まいで、譲受人は近隣市にお住まいの方です。申請地は、現在休耕地です。申請地周辺は線路や住宅に囲まれており、近隣農地への影響はありません。

小委員会では慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの結論となりましたので、皆様のご審議をお願いします。

議長 7番から11番までの議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、続いて12番から16番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

12番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

申請地は、昨年の12月に審議し許可された場所の隣になります。現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

13番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

14番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

15番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

16番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地は雑草が繁茂していますが、転用が行われるにあたり草刈り等が実施される見込みであることから事務局としては特段の問題はないと考えております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に規定する集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。
12番～15番 入西地区 人見委員
16番 入西地区 浅見委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 12番案件と13番案件の譲渡人は同一なので、一括で説明します。申請地は、以前審議され、許可を受けた場所の隣接地です。譲渡人3人のうち、2名は同一世帯で、高齢で後継者がいないとのこと。もう一人は、自分の土地と申請地が隣接しており、他に耕作する農地があることから、事業計画に応じたようです。
近隣農地への影響がないことから、小委員会においても、転用はやむを得ない

との意見になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

14番案件の譲渡人は、高齢のため、耕作はしておらず、草刈等の管理のみ行っているとのことです。また、後継者もないとのことです。

近隣農地への影響は無いと考えることから、小委員会では、転用はやむを得ないとの意見になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

15番案件の譲渡人は、2名です。申請地は、以前審議され許可された場所の隣接地です。譲渡人の一人は、ご主人が亡くなるまでは耕作しておりましたが、亡くなってからは耕作していません。もう一人は、以前から耕作していなとのことです。二人とも高齢のため耕作できず、後継者もないとのことです。

近隣農地への影響は無いと考えられることから、小委員会では転用はやむを得ないとの意見となりましたので、皆様のご審議をお願いします。

委員 16番案件の譲渡人は、代々米菓店を営んでおり、母親が野菜を作っていたようです。譲渡人が鳩山ニュータウンに店を構えてから、畑が荒れてきて近所迷惑になるので、業者に依頼して草刈をしていたようです。本人は耕作できる体調ではないので、土地を手離すことにしたようです。

申請地は住宅地の中にあり、近隣農地への影響はありません。小委員会では慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をお願いします。

議長 12番から16番までの議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、続いて17番から21番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

17番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、少し雑草が繁茂していますが、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

18番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の

農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

19番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

20番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

21番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。
17番～20番 大家地区 岡野 和紀委員
16番 大家地区 澤田委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 17番案件から20番案件の譲渡人は同一なので、一括で説明します。譲渡人は現役で仕事をしているので、家庭菜園くらいの農業しかできないとのこと。また、子供も農業を継がないそうです。

近隣は耕作していないので、周辺農地への影響は無いと思われます。小委員会においても、慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 21番案件の譲渡人は、高齢で営農できる状態ではありません。譲渡人のご主人や子供は、既に他界しております。申請地は、以前皆様にご審議いただき許可を得た場所と一団の農地の一部です。この土地は、以前、農業者に譲渡するためにJAに斡旋を依頼しましたが、3年経っても担い手が見つからなかった場所です。

小委員会では、転用はやむを得ないとの結論となりましたので、皆様のご審議をお願いします。

議長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第24号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第24号は、許可相当と決定します。

議案第25号 農用地利用集積計画について

議長 議案第25号 農用地利用集積計画について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

5月分の農用地利用権設定申出は、一般分のみで、更新が36件、84筆で、面積は84,904㎡です。新規は7件、14筆で、面積は11,851㎡、合計で43件、98筆で、面積は96,755㎡です。合意解約は、ありません。

令和6年6月1日設定後の利用集積面積の算出に際しては、3月に設定した農地中間管理事業分の契約始期が令和6年6月1日のため、その面積1,382㎡を今回参入するため、合計3,379,081.45㎡となります。

議長 ご質疑等はございますか。

議長 ご質疑等はないようですので、採決を行います。

議案第25号農用地利用集積計画については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。よって、議案第25号については、原案のとおり決定します。

議案第26号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長 議案第26号 農用地利用集積等促進計画（案）について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用集積等促進計画（案）により説明】
内容につきましては、借受人に変更があったものになっております。
また、借受人の変更に伴う解約があり、解約の内容は、資料のとおりとなっております。

議 長 ご質疑等がございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第２６号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見は、意見なしと決定したいと思います。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。
よって、議案第２６号は、意見なしと決定し、坂戸市長に回答いたします。

報告第５号 専決処分の報告について

議 長 報告第５号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第５号ですが、４月の専決処分は、農地法第３条の３の届出５件、農地法第５条の農地転用届出３件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等がございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和６年第６回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和６年５月２７日

坂 戸 市 農 業 委 員 会

会 長

署名委員

署名委員